

近畿広島県人会運用規定集

1. 慶弔慰支給規定

第1条（目的）

この章は会員の慶弔慰、旅費支給について必要なことを定める。但し会長が必要と認めた場合はこの規定は適用しない。

第2条（慶弔慰の方法）

慶弔慰方法は次の各号の定めによる

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 役員が結婚した時 | 祝電及び祝金 10,000円 |
| (2) 役員、名誉会員が死亡した時 | 弔電及び香料 10,000円 |
| (3) 会員が死亡したとき時 | 弔電 |

第3条（祝意）

役員、名誉会員が勲章、褒章等を受章した時には次の各号に定める基準により記念品料を贈呈し、機関紙に掲載し祝意を表す。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 勲章を受章した時 | 20,000円 |
| (2) 褒章を受章した時 | 10,000円 |
| (3) その他、幹事会で承認した時 | 10,000円を上限とする |

付則 この運用規定は平成28年1月1日から施行する

2. 旅費支給規定

第1条（旅費支給基準）

会員が会長の命により会務を為すため片道50キロメートルを超える出張の場合に限り支給する。

第2条（旅費支給額）

旅費支給額は次の各号の定めによるものとしその他雑費(出張者の日当、食事費 交際費、通信費等)については支給しない。

- (1) 新幹線、鉄道、航空、船舶を利用した場合
出張者の居住地からの往復の鉄道、航空、船舶運賃等の実費
ただし、鉄道、航空、船舶共にエコノミークラスとする。
- (2) 自家用車を利用の場合
高速料金及び1キロメートルあたり40円
- (3) 宿泊を必要とする場合
1泊につき15,000円を上限とする。

付則 この運用規定は平成28年1月1日から施行する。